

コロナウィルス感染症予防校内ガイドライン

富谷市立東向陽台中学校

社会全体が長期に渡り生徒の健やかな学びを保障するため、学校における感染リスクをゼロにすることを目指し、リスクを可能な限り低減させながら、以下のように取り組んでいきます。

1 感染症対策について

(1) 基本的感染症対策の実施

① 感染源を絶つこと

- i) 家庭における毎朝の検温・風邪症状の確認(健康観察) 「感染症防止 体調確認シート」記入
- ii) 登校～教室に入るまでの流れ

R2. 学校再開～前期終了まで

◎各学年の多目的ホールで検温の有無・マスクの有無を確認

検温 無

各階多目的ホールで検温

- ・37.5℃以上
- ・平熱から考えて発熱とみなされる場合
- ・体調不良

早退

検温 有

熱なし

教室

◎マスクを忘れた生徒は、検温チェック時にマスク受け取ってから入室する

◎朝の会で担任がシート回収・チェック

- ・“だるい” “せき” の欄に○がない生徒には担任から声をかける
- ・必要あれば保健室（別室）へ

R3. 4月以降

◎各教室で体調確認

シートのチェック

◎検温・マスクの有無を確認

◎朝の会で不調が認められた生徒がいた場合は、保健室等で詳しい健康状態を観察し、早退させる。

※感染レベルが上がった場合は、左記の方法に変更することもあり得る。

② 感染経路を絶つこと

- i) 手洗いの徹底：外から教室に入るとき・トイレの後・給食の前後の手洗い、配膳前的手指アルコール消毒
- ii) 咳エチケット：3つの咳エチケットを徹底
(マスク着用・ハンカチ等で口鼻を覆う・袖で口鼻を覆う)
- iii) 環境の消毒：消毒セットを各クラス・各階に準備し、適宜、消毒用アルコールを用いて消毒する。

消毒箇所	担 当
①教室・特別教室	担任・教科担任
②各階の蛇口・トイレ・手すり等	所属学年教員
③2 階・体育館等	教頭・養護教諭

- iv) 換気の徹底：常に対角線の欄間換気を行い，休み時間ごとに 2 方向 1 つ以上の窓の開放
 ：体育館使用後は 2 方向 1 つ以上の扉を開放
 ：エアコン・暖房使用時も同様に実施

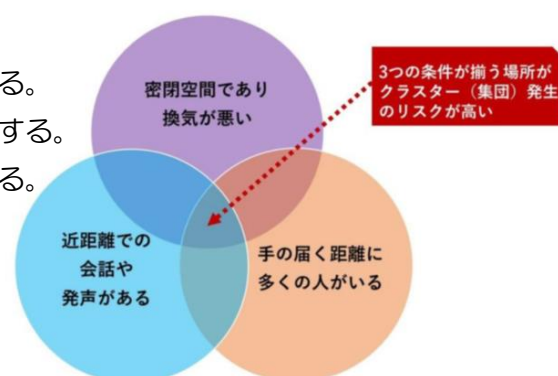
③ 抵抗力を高めること

- i) 免疫力を高めるため，十分な睡眠・適度な運動・バランスのとれた食事を心がける

(2) 集団感染リスクへの対応

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。
 ② 多くの人が手の届く距離に集まらないために配慮する。
 ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

→ 《換気》《マスク》で対応



2 出席停止等の取り扱いについて

(1) 生徒の感染が判明した場合

＊出席停止（第 1 種感染症）

出停期間（感染日を 0 として 7 日間）

(2) 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

＊出席停止

出停期間（感染者と最後に濃厚接触をした日を 0 として 5 日間）

(3) 生徒に発熱等の風邪の症状がみられるとき場合

＊出席停止（“感染症予防のため” → 富谷市で統一）

(4) 基礎疾患等のある生徒が，地域の感染状況を踏まえ主治医や学校医に相談した結果，登校すべきでないと判断された場合

＊出席停止（非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで，校長が出席しなくてもよいと認めた日）

(5) 保護者から学校を休ませたいと申し出があった場合

＊感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には，指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し，欠席としない場合もありうる。

(6) ワクチンの接種に伴う場合

＊ワクチン接種のための欠席・・・出席停止

（非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日）

＊副反応が出た場合・・・出席停止（接種後，発熱等の風邪症状が見られる場合。）

3 心のケアについて

学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラーによる支援を行う。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

差別や偏見の元になる「不安」を解消し、適切な行動をとることができるようにする。

※状況に応じ、保健だよりや相談室（SC）からのお便り等で、感染者が出た場合の自分たちに起こりうる心とからだの反応について伝え、個人として適切な行動が取れるよう備えていく。

5 学習指導に関すること

（１）感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習指導については、換気・身体的距離の確保・手洗い等の感染症対策を行った上で実施する。

- ①音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導・身体の接触を伴う活動
- ②技術・家庭科における調理等の実習
- ③保健体育科における生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ④生徒が密集して長時間活動するグループ学習等

（２）共用の教材・教具・情報機器について

- ①できる限り教材・教具の共有は避ける。
- ②共有の教材・教具を使用する場合は、使用後に物品を消毒し、前後で手洗いを徹底する。

6 マスクの着用について

屋内では、会話をする場合、原則着用すること。

屋外では、十分な身体的距離が確保できる場合（２メートル以上）等は、季節を問わずマスクの着用は原則不要。ただし、登下校の際等、至近距離で会話する場合はこの限りではない。

7 給食(昼食)に関して

- （１）給食当番は配膳前の石けんを使用した手洗いを徹底する。
- （２）給食当番以外の生徒も手洗いをし、清潔を保ったまま配膳を待つ。
- （３）配膳・下膳時は距離を置いて整列し、多人数が並ぶことのないようにする。
- （４）給食当番は、使い捨ての手袋を使用し配膳する。
- （５）食べる直前までマスクを着用し、外した後は袋等に入れて清潔に保管する。
- （６）会食時は飛沫を飛ばさないよう黒板を向いて座る。
- （７）食後は、換気を十分に行う。

手洗い場の割り振り

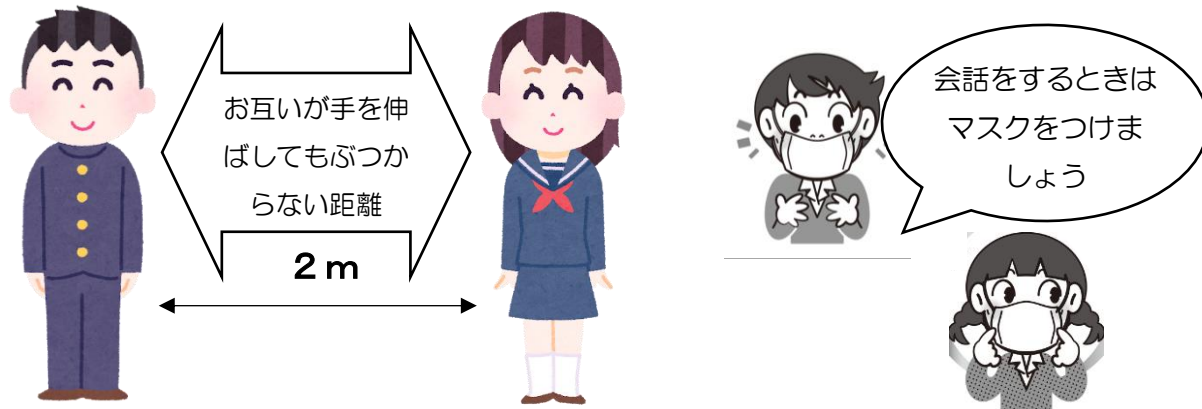
	場 所		場 所		場 所
1の1	2階トイレ前 1階トイレ前 木工室	2の1	第1理科室 4階トイレ前 美術室	3の1	3階トイレ前 第2理科室
1の2		2の2		3の2	
1の3		2の3		3の3	
1の4		2の4		3の4	
1の5					

8 清掃に関して

- (1) 清掃活動時はマスクの着用を徹底する。
- (2) 換気を良くし，終了時の手洗い等の感染予防対策を行った上で，モップによる拭き掃除を含めた清掃を行う。
- (3) トイレ掃除に関しては，全員が手袋・マスクを着用して従来通りの清掃を行い，終了後は手洗いを徹底する。

9 休憩時間の過ごし方について

- (1) 生徒一人ひとりがソーシャルディスタンス（人との距離を2m空ける）を意識し，お互いが安心安全に過ごせるようにする。



(2) 学校図書館の活用に関して

- ①入室時に手指をアルコールで消毒する。
- ②利用する組を曜日で決め，密集しないように配慮する。

曜日	月	火	水	木	金
組	1組	2組	3組	4組	5組

- ③室内の席数を今までの半分とし，人と人との間隔を空けて閲覧する。
- ④返却する本は図書室前のボックスに入れ，ウィルスが感染性を有しなくなる期間を経たから（または消毒して）書架に戻す。

10 登下校時の留意点について

- (1) 登校時は昇降口・階段等での密集が起こらないよう配慮する。
- (2) 学年毎に使用する階段・廊下をある程度決め、階段・昇降口が密集しないようにする。

11 部活動について

- (1) 活動にあたり教師による健康観察を行い、発熱や風邪症状が見られるときは参加を見合わせて、自宅で休養するよう指導する。
- (2) 開始時の手指のアルコール消毒、終了時の石けんによる手洗いを徹底する。
- (3) 用具等については適宜消毒を行い、生徒間で不必要に使い回しをしない。

12 学校職員の感染症対策について

- (1) 教職員もマスクを着用し、石けんによる手洗いを徹底する。
- (2) 出勤前に検温・健康観察を行い、出勤後教職員健康確認表に記入する。
- (3) 発熱等のかぜ症状がある場合は管理職に相談する。